

「著作権」について正しく理解しましょう！

埼玉県教育委員会

インターネット上には写真や動画、イラスト、文章など、さまざまな作品があふれています。こうした作品は簡単にコピーして利用できてしまいますが、「著作権」についてきちんと理解していないと、罪に問われてしまう可能性もあります。

「著作権」とは、どんな権利？

「著作権」とは、創作者が自分の作品を他の人に勝手に使われないようにするための権利です。創作者の許可なく作品を使うと、著作権の侵害となり、罪に問われることもあります。

誰かが創作した作品（著作物）には「著作権」が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。SNS上に投稿されている写真にも、みなさんが描いた絵にも「著作権」があります。



ポイント

著作物を自由に使えることも

個人的な利用、つまり自分や家族が楽しむためや、学校の授業で利用するためなどに、著作物をコピーすることは認められています。



著作物を自由に使ってもいいケースと、そうでないケースをおさえておきましょう

OK

このような使い方は大丈夫です

- ・テレビ番組を録画して、家族と一緒に自宅で視聴する
- ・調べ学習の発表資料に、マンガ本や雑誌のコピーを貼る
- ・体育祭や文化祭などのダンスで、アーティストの音楽を使う

NG

このような使い方は、著作権の侵害となる可能性があります

- ・録画したテレビ番組の映像をSNSや動画投稿サイトなどに投稿する
- ・SNSのアイコン画像に、アニメのイラストや芸能人の写真を使う
- ・体育祭や文化祭などでアーティストの音楽に合わせてダンスをした動画を、SNSなどに掲載する

重要!

- ・創作者に無断でインターネット上に掲載された著作物を、無断で掲載されたものだと知りながらダウンロードする行為も違法となります。
- ・インターネット上には、創作した人に断りを入れずに無料で使用できるイラストや写真などのフリー素材があります。しかし、こうしたものの多くは、条件の範囲内での無料使用が許可されているだけで、規約に違反した使い方をすると、著作権の侵害となる可能性もあります。



著作物をどのように使うと著作権の侵害となるのかを理解し、インターネット上の著作物の取り扱いに注意しましょう。